

年度経営計画

令和2年度



山口県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

1) 山口県の景気動向

日本銀行下関支店発表の「山口県金融経済情勢」によれば、令和元年の県内景気は、輸出・住宅投資が前年を下回ったものの、設備投資・生産・個人消費等の拡大基調を背景に、基調としては回復しているとされています。

先行きについては、海外経済の動向を中心に下振れリスクが大きいもとで、県内の人口減少・高齢化・人手不足が及ぼす影響、さらに新型コロナウイルス感染症の動向とその影響などに引き続き注視する必要があります。

2) 中小企業を取り巻く環境

山口県実施の「県内中小企業景況調査」によれば、県内企業の業況判断、売上、経常利益、資金繰りに係る指標については、全国平均並みのマイナス幅で推移していたが、昨年よりもマイナス幅は拡大しており、中小企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いていくものとみられます。

また、人口減少や高齢化が急速に進行する中、中小企業や小規模事業者の数は減少基調を辿り、また多くの企業では人手不足や後継者不足など深刻な経営課題を抱えています。

(2) 業務運営方針

このような環境のもと、保証協会では保証利用の減少が続いており、協会の存在意義の発揮と持続可能な経営基盤の強化という大きな課題に直面しています。

こうした中、金融・経営両面から中小企業の経営を支援する公的機関として、これまでも増して地域経済の活力源となる創業や事業拡大、経営改善や事業再生など企業のライフステージに応じた意欲的な取組への支援を更に強化していくことが必要です。

特に、山口県の喫緊課題である後継者不足については、各企業の実態把握につとめ、金融機関・関係機関と連携を一層強めながら、協働して円滑な事業承継支援に取り組むことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症による中小企業への影響に対しても、迅速かつきめ細かな対応を行うことが必要です。

令和2年度においては、こうした観点に立ち、協会の経営基盤の強化にも配意しながら、信用保証が果たすべき期待と役割にしっかりと応えられるよう、各業務部門の重点課題の解決に全力で取り組んでいきます。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

保証利用が減少し、その見通しも不透明な中であって、協会としては個々の企業の適切な支援に向けて多様な需要に応じた信用保証の一層の推進につなげていくことが重要です。

また、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上の取組を更に進めていくため、金融機関や支援機関との共通認識や情報共有などを通じ一層の連携強化を図ることにより、各企業の実態や事業の内容に即したきめ細かでタイムリーな信用供与を行うことが必要です。

(2) 具体的な課題

- ① 信用保証の一層の推進
- ② 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

(3) 課題解決のための方策

① 信用保証の一層の推進

<各ステージに応じたきめ細やかな支援>

創業期から拡大期、持続的発展、再生期など企業のライフステージの各局面で自律的に事業が展開していけるよう、ニーズに合わせた事業活動に必要な信用供与を円滑かつ適正に実行するなど、きめ細やかな支援を行います。

<創業や小規模事業者への支援強化>

事業の見極めが困難な創業期の経営の安定や、資力に乏しい小規模事業者の持続的発展が図られるよう、創業関連保証や小口零細企業保証制度等を効果的に活用し、資金調達の円滑化を支援します。

<経営改善を要する企業への重点的な支援>

意欲的に経営の改善に取り組む企業に対しては、経営支援と併せて、要件緩和により利用しやすくリニューアルした「未来維新保証」「しんれんけい」などの保証制度の効果的な活用について、積極的に提案を行うなどにより安定した資金繰りの下で計画的に事業展開ができるよう、重点的な支援に取り組みます。

< 政策保証の推進 >

創業や事業承継支援など、国や県、市町の政策に呼応し、各種制度保証について積極的に取り組みます。また、経営者保証に依らない保証の推進が求められている中、「財務要件型（ネクストステージ保証）」、「金融機関連携型」、「担保充足型」の保証にも積極的に取り組むとともに、より利便性を高めるために改正した協会独自の「クオリファイド保証」も推進します。また、本年度からスタートする「事業承継特別保証制度」を推進し、後継者の経営者保証を可能な限りの解除に努めるなどにより円滑な事業承継を支援します。

< 効果的な情報発信と利便性の向上 >

ホームページを活用したタイムリーな情報発信や効果的なパブリシティの活用、関係機関と連携した幅広い情報発信を図るとともに、完済先へのダイレクトメールを活用した情報提供等を通じ、協会の支援制度の普及とその活用の促進にも努めます。また、利用者目線に立って保証に係る事務の簡素化や迅速化など、業務の改善に努めるとともに「保証書の電子化」について、県内金融機関の動きを注視し、関係機関との情報交換を密にしながら、当協会としても積極的な検討を進めます。

② 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

< 金融機関との信用リスク分担 >

金融機関の中小企業への支援方針と目線を合わせた上で、保証付き融資とプロパー融資の性質を活かし柔軟に組み合わせることで融資全体でのリスクの分担を図り、中小企業の経営改善や生産性向上に向けた意欲的な取組につなげていきます。

また、金融機関とのリスク分担に関する方針や現況について把握し、研修等を通じて協会内の認識の共有を図ります。

< 金融機関との連携体制の構築 >

当協会と金融機関が一体となって中小企業を後押しできる連携体制を更に強化していくため、金融機関本部・営業店との階層別に意見交換・勉強会を実施し、日常的な金融機関との対話を重ねていくことにより、実効ある企業支援につなげていきます。

< 金融機関紹介取組 >

明確な取引金融機関がない場合等においては、地域の金融慣行に十分に配慮し、企業の実情や意向に応じて金融機関へ紹介するといった取組の充実に努めます。

また、中小企業から中小企業支援機関に資金繰りの相談があった場合には、速やかに保証協会に取り次ぐといった相談体制の強化を図ります。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

中小企業が抱える経営課題を把握し、その解決をサポートしていくためには、積極的に企業訪問し、ニーズに即した支援を行い、経営支援や事業再生を促進するとともに、特に深刻な後継者不足に対応し、金融機関や中小企業支援機関との連携を密にしながら協調して事業承継の支援をすることが必要です。

また、中小企業の振興を通じて地方創生に一層の貢献を果たしていくためにも、地方自治体や金融機関等と連携し、各種のセミナーやビジネスフェア等を通じて活発な事業展開につなげていくことが重要です。

さらに、返済条件緩和中の債務残高の比率は依然として高い水準にあることなどから、金融機関等と連携しながら、個々の中小企業の実態把握に努め、その状況に応じた適切な管理方針を策定し、期中管理の徹底を図っていくことが必要です。

(2) 具体的な課題

- ① 中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進
- ② 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- ③ 期中管理の徹底

(3) 課題解決のための方策

① 中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進

<経営支援・事業再生の促進>

経営改善や事業再生を要する中小企業に対しては、その実情に即して経営サポート会議を通じた総合的な支援を行うとともに、経営改善計画策定支援事業の利用促進、企業訪問・経営診断・専門家派遣など積極的に支援します。

また、個々の経営状況に応じて、中小企業再生支援協議会や金融機関と連携・協力を図り、事業再生ファンドの活用や「経営者保証に関するガイドライン」に沿った保証債務の整理等きめ細かい対応を実施します。

< 事業承継への取組 >

喫緊の課題でもある事業承継について、中小企業が抱える課題をいち早く掘り起し、事業引継ぎ支援センター等と連携して、その課題解決に取り組み円滑な事業承継につなげていきます。

< 関係機関との連携体制の強化 >

経営改善や事業再生、事業承継など様々な局面に応じて、関係機関が共通の認識の下で総合的な支援を行うことが必要であることから、幅広い機関・団体からなる「やまぐち中小企業支援ネットワーク」「事業承継ネットワーク」等を活用し、課題や対策等の共有化を図り、実効性ある対策を講じていきます。

② 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

< 地域経済活性化への取組 >

地方自治体や金融機関等と連携・協働し、創業関連セミナーや各種ビジネスフェア等への積極的参画を通じて、創業や再チャレンジ意欲を持った中小企業に対し積極的に支援し、地域経済の活力の維持や創出に努めていきます。

< 地域ファンドへの出資等 >

地方創生へ一層の貢献を果たすべく、創業などに関する地域ファンド等の組成状況に応じて、協会としてその出資等を検討します。

③ 期中管理の徹底

< 適切な管理方針の策定 >

個別企業に対する金融機関の支援方針の把握に努め、情報の蓄積を行うとともに、金融機関や関係機関と連携しながら、条件変更、経営支援や代位弁済等の様々な選択肢から適切な管理方針を策定して、期中管理を徹底します。

また、新たに作成した「条件変更マニュアル」や「期中管理マニュアル」により営業店の事務の合理化、平準化を図り、業務体制の充実を図ります。

< 審査部門へのフィードバック >

早期に代位弁済等に至った案件を審査部門へフィードバックし、保証担当者への研修等に活かすことにより、今後の審査能力の向上につなげます。

【回収部門】

(1) 現状認識

有担保保証の減少や第三者保証人の原則非徴求、法的整理の増加等の影響により求償権の質は確実に低下し、回収を取り巻く環境は厳しいものとなっており、回収事務の合理化、効率化などの業務の強化が必要です。

特に、限られたマンパワーで最大限の回収効果を発揮させるためには、回収見込を早期に判断し、その回収手法に早期に着手することにより、効率的に求償権の回収を行うことが必要と考えます。

(2) 具体的な課題

① 効率性を重視した管理回収の推進

(3) 課題解決のための方策

① 効率性を重視した管理回収の推進

< 早期対応による回収の最大化 >

期中管理段階で把握した資産調査等を活用し、速やかな初動対応を徹底することで、担保不動産等の早期処分など回収機会を逸さないタイムリーな回収に努め、回収の最大化を図ります。

< 効率性重視の回収の推進 >

完済が見込まれない求償権保証人に対しては、管理コストを考慮した取組・スタンスを取り入れて当協会が策定した「回収部門における基本ポリシー」に沿って、効率性を重視した管理・回収を進めていきます。

そのため、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用や、回収見込がないと判断される求償権債務者に対しては、管理事務停止、求償権整理を進めることにより回収の効率化を進めます。

< 事業再生を考慮した回収への対応 >

事業継続中の求償権債務者に対し、事業再生の可能性を考慮した上で、求償権の放棄、不等価譲渡あるいは求償権消滅保証などを積極的に活用するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った債務整理にも対応し、事業再生の支援と回収の最大化に努めます。

< 回収事務の見直し >

情報共有ツールの活用により、事務の合理化、平準化を図るとともに、「民法の一部を改正する法律（債権法改正）」の施行に伴い、管理業務マニュアル、期中管理マニュアル、関連諸規定等の見直しを適宜行います。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

中小企業への安定的な資金供給を維持するためには、協会自身の安定的な組織運営が基本となります。組織力向上のため、より一層の合理化、効率化を図るとともに、組織力の核となる人材の育成やガバナンスの維持が重要です。

また、不測の事態においても地域経済活動への影響を最小限に抑え、公的な保証機関としての責務を継続できるよう、コンプライアンスや危機管理体制を充実させることも必要です。

(2) 具体的な課題

- ① 組織力向上への取組
- ② コンプライアンスに関する取組

(3) 課題解決のための方策

① 組織力向上への取組

< 業務体制、事務処理の改善 >

業務体制のあり方を検討するとともに、必要に応じて事務処理の改善を行います。
また、円滑に業務を遂行できるようシステムの更改等も適宜実施します。

< 人材の育成 >

外部研修への参加や通信教育の受講を継続し、専門知識の習得を図るとともに、全国信用保証協会連合会主催の信用調査検定の受験により専門知識のレベルアップを図ります。
また、内部研修により能力の向上に努めます。

< 広報活動の推進 >

ホームページやディスクロージャー誌等により最新情報の発信に加え、積極的な情報公開に努めます。
また、協会を身近な存在として感じてもらえるよう、イメージキャラクターを活用した広報活動に努めます。

② コンプライアンスに関する取組

< 個人情報保護に関する取組 >

個人データや特定個人情報の取扱状況の点検・監査等により個人情報の保護に努めます。

< 法令遵守への取組 >

コンプライアンス担当者会議を定期的を開催し、また、コンプライアンス・チェックシートにより各部署の法令遵守状況を確認します。

また、外部研修や内部研修によりコンプライアンス意識の啓蒙に努めます。

< 反社会的勢力への対応 >

暴力追放運動推進センターのデータを反映した全国信用保証協会連合会からのデータや、新聞等での情報収集により、反社会的勢力に関するデータベースを逐次更新します。

また、山口県警や山口県暴力追放運動推進センターが開催する地域や職域の講習に参加します。

< ガバナンスの維持 >

考査規程に従い、業務の適正な遂行とその改善及び不正・過誤の未然防止のため考査を行うとともに、監事監査、考査の指摘事項について適宜改善を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした伝染病や自然災害など、緊急時においてもガバナンスの維持が図れるよう適宜事業継続計画（BCP）の確認・見直しを行います。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	78,000	98.7	109.4
保証債務残高	178,000	93.7	100.0
保証債務平均残高	178,000	93.7	97.5
代位弁済	2,400	85.7	99.0
実際回収	700	87.5	94.0
求償権残高	976	101.7	117.9

積算の根拠（考え方）

- ・保証承諾
保証制度の創設・改正により直近の承諾は前年比プラスで推移しており、さらに新型コロナウイルス感染症に伴う相談も増加していることなどから、前年度実績を上回る780億円と見込んだ。
- ・保証債務残高
保証承諾は増加見込であるものの、依然として借換保証が主体となっていることから、債務残高は前年度実績見込と同程度の1,780億円と見込んだ。
- ・代位弁済
近年の倒産動向が比較的落ち着いた推移となっていることから、前年度実績見込と同程度の24億円とした。
- ・実際回収
担保・保証人に依存しない保証の浸透により回収環境は厳しさを増しており、前年度実績見込を下回る7億円と見込んだ。
- ・求償権残高(*)
令和2年度の代位弁済は前年度と同程度を見込むものの、実際回収は減少が見込まれることから、求償権残高は前年度より増加すると見込んだ。
(*)代位弁済した額から回収、受領済の信用保険金や損失補償補填金の償却及び自己償却後の残高。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	2,412	97.0	101.9	1.36
保証料	1,655	93.7	97.5	0.93
運用資産収入	291	92.4	92.7	0.16
責任共有負担金	257	171.3	194.7	0.14
その他	209	82.3	93.7	0.12
経常支出	2,153	96.2	101.6	1.21
業務費	1,167	98.6	105.2	0.66
借入金利息	0	—	—	0.00
信用保険料	979	93.7	97.5	0.55
責任共有負担金納付金	0	—	—	0.00
雑支出	7	70.0	100.0	0.00
経常収支差額	259	104.4	104.9	0.15
経常外収入	3,462	88.9	97.4	1.94
償却求償権回収金	42	29.2	58.3	0.02
責任準備金戻入	1,072	92.6	93.5	0.60
求償権償却準備金戻入	360	116.1	111.1	0.20
求償権補てん金戻入	1,987	87.0	100.0	1.12
その他	1	100.0	3.8	0.00
経常外支出	3,691	91.3	99.0	2.07
求償権償却	2,136	86.2	94.2	1.20
責任準備金繰入	1,072	93.9	100.0	0.60
求償権償却準備金繰入	458	115.1	127.2	0.26
その他	25	100.0	89.3	0.01
経常外収支差額	-229	156.8	133.1	-0.13
制度改革促進基金取崩額	0	—	—	0.00
収支差額変動準備金取崩額	0	—	—	0.00
当期収支差額	30	26.5	34.9	0.02
収支差額変動準備金繰入額	15	26.8	34.9	0.01
基金準備金繰入額	15	26.3	34.9	0.01
基金準備金取崩額	0	—	—	0.00
基金取崩額	0	—	—	0.00

積算の根拠（考え方）

- ・「保証料」は、令和2年度における保証承諾額及び保証債務残高をもとに、各種構成割合及び平均保証料率等を考慮し算出した。
- ・「運用資産収入」は、自己資金の見込平残に対し、現行の金利水準等を基に算出した。
- ・「責任共有負担金」は、責任共有制度対象分の残高推移と確定済の代位弁済実績率をもって積算した。
- ・「業務費」は、これまでの実績および令和2年度の事業計画の内容を踏まえて算出した。
- ・「借入金利息」は、現在借入金はなくゼロとした。
- ・「信用保険料」は、令和2年度における保証承諾額及び保証債務残高を基に、各種構成割合及び平均填補率並びに平均保険料率等を考慮し算出した。
- ・「責任共有負担金納付金」は、上記算出の「責任共有負担金」に平均填補率を乗じた額から、責任共有制度対象分に係る平成31年度における保険料納付見込額を差し引いて算出した。
- ・「償却求償権回収金」は、過去の回収における償却求償権の割合及び帳簿上回収率の計画値を参考として算出した。
- ・「求償権補てん金戻入」は、代位弁済の計画数値に保険金填補率の平均値を乗じて算出し、これに損失補償補てん金の入金見込額等を加味して算出した。
- ・「求償権償却」は、求償権補てん金戻入見込額に帳簿上求償権に係る自己償却見込額を加算して算出した。
- ・「責任準備金繰入」は、計画における期末保証債務残高に期日経過債務残高を加味して算出した。
- ・「求償権償却準備金繰入」は、代位弁済年度別回収、求償権償却（自己償却含む）及び2月分の代位弁済に係る保険金入金予定額等を加味して算出した。

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度 中 出 え ん 金 ・ 金	県	0	—	—
	市町村	0	—	—
	金融機関等	0	—	—
	合計	0	—	—
基金取崩		0	—	—
基金準備金繰入		15	26.3	34.9
基金準備金取崩		0	—	—
期末 基本 財産	基金	7,101	100.0	100.0
	基金準備金	14,123	100.3	100.1
	合計	21,224	100.2	100.1

制度改革促進基金取崩	0	0.0	0.0
制度改革促進基金期末残高	0	0.0	0.0

収支差額変動準備金繰入	15	26.8	34.9
収支差額変動準備金取崩	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	8,874	100.5	100.2

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	—	—
	基金補助金	0	—	—
地方公共団体からの財政援助		355	84.3	94.9
	保証料補給 (「保証料」計上分)	145	126.1	100.0
	保証料補給 (「事務補助金」計上分)	130	83.3	92.9
	損失補償補填金	80	53.3	89.9
	事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	—	—
	借入金運用益	0	—	—

積算の根拠（考え方）

- ・「出えん金」は、入金の手当はなくゼロとした。
- ・「金融機関等負担金」は、原則として要請を行わないことよりゼロとした。
- ・「基金準備金繰入」及び「収支差額変動準備金繰入」は、見込まれる当期収支差額の2分の1相当額をそれぞれに振り分けた。
- ・「地方公共団体からの財政援助」は、近年の実績に事業計画数値を加味して積算した。

6 経営諸比率

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.93	0.00	0.00
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.16	-0.01	-0.01
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.66	0.03	0.05
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.44	0.04	0.01
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.22	0.00	0.04
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.55	0.00	0.00
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	19.10	1.21	-0.06
固定比率	事業用不動産／基本財産	2.37	-0.05	-0.08
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	33.46	-0.06	-0.02
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	2.44	-0.19	0.23
		976		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	8.39倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.35	-0.12	0.02
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	3.61	-1.90	-0.62

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下端には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。